

## ( 2 0 1 1 年 ) 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会  
会 長 荒井史男

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、本年は卯年ですので、戦後の卯年における商品先物取引業界の出来事を簡単に振り返りますと、まず、戦後最初の卯年にあたる昭和 26 年（1951 年）は、前年に商品取引所法が制定され、福井、名古屋及び東京の繊維取引所をはじめ、横浜生糸取引所などの商品取引所の設立ラッシュの年であり、昭和 50 年（1975 年）の時は、上場商品が法定から政令指定へ、取引員許可の 4 年更新制などを内容とする商品取引所法が改正され、そして前回の卯年となる平成 11 年（1999 年）は、東京工業品取引所のガソリン等が試験上場され、改正商品取引所法の施行に伴い現日商協が発足した年でありました。

過去の卯年は法律の制定、改正の影響を受ける年に当たることが多いようです。

今回の卯年も、ご案内のとおり、本年 1 月 1 日をもって商品先物取引法（商品取引所法から改称）が施行されることとなり、国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引が一体的に規制されることとなりました。本会といたしましても、改正法に基づく「商品先物取引業者」の自主規制機関として装いを新たにすることになり、法施行に向けて自主規制、外務員登録、苦情相談や紛争解決に係る業務の全般について検討を加え、定款をはじめ、自主規制規則の全面的な見直しを行いました。

見直しに当たって特に心掛けましたのは、今回の法改正に関連する背景事情、すなわち、いわゆる「プロ・アマ規制の導入」等に見られる商品先物取引法と金融商品取引法の各規制の融合ないし整合性確保の方向性、新法施行に伴い、金融機関、証券会社等の新規参入によるビジネスモデルの一層の多様化、国内商品市場に係るトラブルは激減している中で、改正法の国会審議の付帯決議では、法施行後 1 年以内をめぐり規制の効果及び被害の実態等に照らして（不招請勧誘禁止の）政令指定の対象を見直す、という厳しい姿勢が示されていること等を十分に考慮することであります。その結果、自主規制規則整備の方向としては、第一に、新たな法規制である不招請勧誘の禁止を初めとする勧誘規制を遵守して、社会から信頼される適正な勧誘を確保すること、第二に、自主規制の基本ルールについては、隣接業界のルールとの調和を図ること、そして、第三に、ビジネスの多様化に対応し、これまでの会員を初めとする商品取引業者各社の社内規則による自主的、自律的創意工夫に期待して、できる限り、一律事前規制から、事後規制へと移行することを心掛けました。

自主規制の全体の枠組みを隣接業界の体系に合わせて、これまでの基本ルールである「受託等業務に関する規則」を抜本的に改正し、再勧誘禁止、不招請勧誘禁止及び適合性の原則の遵守に絞って、社内規則制定の際の留意事項を策定したのは、このような趣旨に出たものであります。

まだまだ我が国の経済はリーマンショックから完全に立ち直ったとはいえず、円ドル相場もかなりの円高水準が続くなど不安定要素を抱えて、景気の回復が実感できない中、当業界においても国内市場の出来高が依然として低迷するなど厳しい状況が続いております。本年初めからの商品先物取引法の施行によって、これまでの国内商品市場取引と外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引の垣根が取り払われました。今回の大改正を機に、当業界がこの10年余の間営々と努力を積み重ねてきたコンプライアンスへの取組姿勢をベースとして、社会的信頼を高め、商品先物取引への参加者を呼び戻し、真に産業インフラとしての商品先物市場の機能を高めることができるか否か、本年は、まさに正念場の年になります。商品デリバティブ取引に関わる皆様方が一丸となって、新たな発展のためにご尽力いただくことを心より期待しております。私ども日商協も、「会員及び商品先物取引仲介業者の行う商品デリバティブ等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図る」という定款の定める事業目的に向けて、もとより微力を尽くして参る所存であります。

最後に当業界、関連業界、関係者の皆様方のご健勝とますますのご隆盛を祈念申し上げますとともに、引き続き本会の事業の推進にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。新年の挨拶といたします。

以 上